

○寒川町教育委員会表彰規程新旧対照表

現行	改正後
(表彰の範囲) 第2条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は</u> _____ _____ _____ _____、この 規程の定めるところにより委員会が表彰する。 _____ _____ (1) <u>学校教育、社会教育の振興及び発展に寄</u> <u>与し特にその功労の顕著な者</u> (2) <u>寒川町立学校に勤務し、勤務成績優秀で</u> <u>永年勤続した者</u> (3) <u>寒川町立学校の児童生徒で善行があり、</u> <u>特に他の模範と認めた者</u> (4) <u>その他、表彰にあたいすると認めた者</u> _____ (表彰の時期) 第4条 <u>表彰の時期は、毎年2月とする。ただし、</u> <u>委員会が認めた場合は、この限りではない。</u>	(表彰の範囲) 第2条 <u>表彰は、寒川町立学校に通う学齢児童生徒</u> <u>若しくは町外の学校に通う町内に在住する学齢児</u> <u>童生徒（以下これらを「児童生徒」という。）又は</u> <u>児童生徒が属する団体で、次の各号のいずれかに</u> <u>該当する児童生徒又は児童生徒が属する団体（以</u> <u>下これらを「児童生徒等」という。）に対し、この</u> <u>規程の定めるところにより委員会が表彰する。た</u> <u>だし、寒川町表彰条例（昭和38年寒川町条例第9号）</u> <u>の規定により表彰を受けた児童生徒等（表彰を受</u> <u>けることが決まった児童生徒等含む。）は除く。</u> _____（削る） _____（削る） (1) _____善行があり、 特に他の模範と認めた<u>児童生徒等</u> (2) その他、表彰に<u>値する</u>と認めた<u>児童</u> <u>生徒等</u> (表彰の時期) 第4条 <u>表彰は、委員会において決定した日に行</u> <u>う。</u>

附 則
この訓令は、令和7年10月21日から施行する。